

平成 30 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

平成 30 年 1 月 24 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

1. 目的

輸入食品等の重点的、効果的かつ効率的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3. 輸入食品の現状等

【平成 29 年度監視指導の概況】

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 輸出国の食品安全に係る規制及び衛生管理体制に関する調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査を実施
- 牛海綿状脳症（BSE）等に係る輸出国段階での衛生管理に関する現地調査を実施
- 輸入時の検査体制の整備

4. 平成 30 年度監視指導の基本的考え方

【監視指導の基本的考え方】

食品安全基本法第 4 条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な衛生管理対策の措置を講じるもの。

【今後の基本方針】

- 輸出国段階での衛生管理対策を更に強化
- 輸入時の検査体制の整備

【平成 30 年度計画において取り組む主な施策】

- 初回輸入時や輸出国での衛生管理が特に重要な食品を中心とした、輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認（貨物確認検査）
- 病原微生物、ポジティブリスト制度に対応した残留農薬等、冷凍水産加工食品等の成分規格に関するモニタリング検査の実施。
- 輸出国の HACCP 導入状況等の制度調査の実施及び HACCP による衛生管理の推進
- CPTPP を含めた経済連携協定等を踏まえた、諸外国の食品衛生に係る情報の収集
- 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認を含む輸入前指導の推進
- 「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関するガイドライン」（平成 29 年 7 月 10 日付け生食発第 0710 第 15 号）に基づいた、輸入者に対する輸出国での生産等段階における必要な確認の指導
- リスクコミュニケーションの推進

5. 平成 30 年度監視指導の具体的内容

【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査^{※1}の実施（平成 30 年度計画：約 98,500 件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
 - ・ 貨物確認検査の実施
- 検査命令^{※2}の実施
- 包括的輸入禁止措置^{※3}の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生管理規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の安全対策の推進
- 試験検査技術等の技術協力
- HACCPによる衛生管理の推進

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
- 輸入前指導の実施
 - ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認の指導
- 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
 - ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- モニタリング検査時における流通状況の記録等の提出の指導
- 器具・容器包装に対する輸出国での生産等段階における必要な確認の指導

【法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

【その他】

- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せずに特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置